

大田区住宅宿泊事業法施行条例の改正案に対する  
区民意見等の募集の実施結果について

- 1 実施期間  
令和3年7月26日（月）から8月16日（月）まで22日間
- 2 閲覧場所  
大田区ホームページ、特別出張所、生活衛生課、区政情報コーナー
- 3 提出された意見
  - (1) 提出者 8人
  - (2) 件数 14件（賛成意見5件、その他ご意見9件）
  - (3) 提出方法 電子メール5、郵送2、FAX1
- 4 区民意見等の概要  
別紙のとおり
- 5 今後の予定  
結果は、区のホームページで公表する。また、区民意見を踏まえ条例改正案を作成後、第4回定例会に上程を予定している。